

平成30年度 第10回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(平成31年1月18日開催)

## 1 会議の名称

平成30年度 第10回 福島県環境影響評価審査会

## 2 日時

平成31年1月18日（金） 午後1時15分～午後3時50分

## 3 場所

福島県庁本庁舎3階 総務委員会室

## 4 議事

- (1) 渡辺最終処分場第三期計画環境影響評価準備書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (2) (仮称)玉野太陽光発電事業環境影響評価準備書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (3) (仮称)佐原太陽光発電事業環境影響評価方法書について（事業者による説明、質疑応答等）
- (4) (仮称)茨城風力発電事業環境影響評価準備書について（知事意見答申案）
- (5) 新ごみ焼却施設更新事業環境影響評価書について（知事意見答申案）
- (6) 広域連系南幹線等整備計画の条例適用除外について（審査書案）
- (7) その他

## 5 出席者等

### (1) 環境影響評価審査会

稲森悠平委員（議長）、川越清樹委員、木村勝彦委員、齊藤貢委員、山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員 以上8名

### (2) 事務局

生活環境部次長（環境共生担当）塩見俊夫、主任主査 國分作裕、副主任主査 新村博、副主任主査 小島央 以上4名

### (3) 傍聴者

一般13名、報道機関2名

## 6 議事内容

### ■開会

### ■議事録署名人の選出

稲森委員が川越委員、齊藤委員を指名し、全会一致で了承された。

### ■議事

- (1) 渡辺最終処分場第三期計画環境影響評価準備書について（事業者による説明、質疑応答等）

事業者が同準備書の概要説明、事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(須藤専門委員)

事前質問の回答にWET法に関する内容がありますが、環境省のとりまとめを待たなくても、自主的に実施することも可能です。

(稲森委員)

そうですね、工場排水や下水処理水などについては生態影響に関する調査を実施する必要がありますので、自主的な実施を検討してはいかがでしょうか。

本事業は、当初から第3期までの埋立を計画しており設備に余裕があること、廃棄物に含まれる鉄とマンガンの処理が重要であること、原水水質がBOD 5 mg/Lであり硫化水素を発生させる微生物も増殖しないと考えられるが、生態影響については必要に応じて、適切に環境保全措置を実施して、事業を進めたいと思います。他に質問がなければ本件の審議を終わります。

## (2) (仮称)玉野太陽光発電事業環境影響評価準備書について (事業者による説明、質疑応答等)

事業者が同準備書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要は次のとおりであった。

(井上専門委員)

資料5のスライド77の調査結果について。地点1と2の空間線量率が0.50マイクロシーベルト/時と0.51マイクロシーベルト/時とありほぼ同じ値ですが、土壌中の放射性物質濃度が7300ベクレル/キログラムと3000ベクレル/キログラムとあり、差があります。通常、空間線量率と放射性物質濃度はある程度比例するので、この結果は不自然です。何か理由があれば説明してください。

(事業者)

測定した結果を記載しており原因は不明です。今後、現場工事の際に再度測定を実施し、確認します。

(稲森委員)

風力発電事業や他の太陽光発電事業においても、放射線量の高い地域での事

業実施に関して様々な懸念事項が指摘されています。適切な測定データがあれば安全に事業を実施できるので、現地状況を的確に把握するようご検討ください。

(事業者)

承知しました、詳細な現地調査の結果を評価書に記載します。

(井上専門委員)

対象事業実施区域が広大なため、放射線に関する調査地点が少ないです。また、調査地点1と2で前述の結果になっていることを踏まえると、調査地点を増やして現地の状況を詳細に把握する必要があります。

また、土壌の採取方法はどのような方法ですか。

(事業者)

調査地点については、方法書段階から事業範囲が変更になっていますので、現状の事業範囲を考慮したうえで、測定を行います。

土壌の詳細な採取方法については後日確認して回答します。

(由井委員)

福島県のレッドリストでA、B種に該当する動植物は確認されなかったということによろしいですか。

(事業者)

そのように認識しています。

(由井委員)

現在は、重要種以外についても、生物多様性を維持する観点から生態系全体を保全しなければならない時代です。たとえば、事業区域に設置する側溝については、小動物の這い出しが可能なものを設置することや、環境保全措置が機能しているかどうかについて、事後の確認も重要です。

事後調査も含めた発電所運用開始後の確認を全く実施しないのは望ましくないので、定期的に監視員が巡回して施設を点検するなど、事業開始後の管理体制について何らかの検討をお願いします。

(事業者)

承知しました。事業開始後の環境モニタリング計画等を検討し、評価書に記

載します。

(川越委員)

調査ボーリングを実施した後の、観測孔の状況はどうなっていますか。

(事業者)

特に処置しておらず、穴が開いたままの状態になっています。

(川越委員)

今後の環境モニタリング実施時において、調査ボーリング時の観測孔を再利用すれば効率的な調査が可能になりますので、有効に利用してください。

(事業者)

今後の設計において追加のボーリング調査が必要になりますので、その際に掘削した観測孔についても再利用できるように工夫します。

(山本委員)

資料を見る限り、周辺の民家の所在が分からないので凡例で分かるようにしてください。また、周辺の民家（坂口地区など）からの眺望に関する評価について、追加を検討してください。

(事業者)

現地の状況を踏まえ、周辺の住宅からの眺望地点を追加することを検討します。

(由井委員)

資料5のスライド33について、土石流危険箇所の直下に住宅はありませんか。

(事業者)

1件住宅があります。

(由井委員)

土砂災害防止のために土砂流出対策工を実施するとありますが、近年頻発している集中豪雨により土砂災害が発生し、下部の住宅に被害を及ぼすことのないよう、くれぐれも注意してください。

(事業者)  
承知しました。

(事務局)  
本日欠席されていますが、遠藤委員から両生類の調査内容が不足しているとの御意見を頂いているので、お知らせします。

(稲森委員)  
他に質問がなければ、以上で本件の審議を終わります。

**(3) (仮称)佐原太陽光発電事業環境影響評価方法書について (事業者による説明、質疑応答等)**

事業者が同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。質疑応答の概要は次のとおりであった。

(稲森委員)  
調整池を設置しないことになっていますが、その理由を説明してください。

(事業者)  
詳細な設計はこれからになりますが、極力土地の形状を変更しないことを考えているので、現状では調整池が必要ないと考えています。今後、関係機関とも協議し、調整池が必要となれば設置する考えです。

(稲森委員)  
調整池の設置は重要ですので、適正に対応できるようにしてください。

(井上専門委員)  
事前質問の回答について、今後、現地での空間線量率と土壌の放射性物質濃度を測定する計画であるということによろしいですか。

(事業者)  
航空機モニタリング結果を参考に、現地での測定を行います。

(稲森委員)  
本事業計画では対象事業実施区域が183ヘクタールで、太陽光パネルの面

積が約55ヘクタールとありますが、パネル間の空間も含めるとどの程度の面積になりますか。

(事業者)

おおよそ対象事業実施区域の面積の60パーセントになります。

(由井委員)

本事業は、農山村漁村再生可能エネルギー法を利用して農地に太陽光発電所を建設するという計画ですが、簡単に説明して頂けますか。

(事業者)

同法に基づき、福島市が協議会を設置し、市、地域住民、農林業者等の協議員が事業計画について協議したうえで認定し、事業者が農地法等の各種許可を頂くという内容です。認定を受けなければ農地転用ができないので、発電所を建設することができません。

(由井委員)

分かりました。可能であれば先ほどの内容を資料に記載して頂けると参考になりますのでご検討ください。

(稲森委員)

他に質問がなければ本件の審議を終わります。

#### (4) (仮称)茨城風力発電事業環境影響評価準備書について (知事意見答申案)

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(稲森委員)

特に意見がありませんので、以上で本件の審議を終わります。

#### (5) 新ごみ焼却施設更新事業環境影響評価書について (知事意見答申案)

審査会委員等からの意見をふまえて作成した答申案について、資料に基づき事務局から説明を行った。

(稲森委員)

施設内で発生する排水を循環利用する計画ですが、例えば施設の異常により

緊急的に外部に放流することも想定しておく必要があるので、その旨を答申案に反映してください。

(事務局)

承知しました。

#### (6) 広域連系南幹線等整備計画の条例適用除外について(審査書案)

平成30年度第9回福島県環境影響評価審査会(平成30年12月26日開催)での事業者による事業計画の説明、質疑応答等の結果をふまえ、事務局が作成した条例適用除外の可否に関する審査書案について説明を行った。

(稲森委員)

条例適用除外については可として差し支えないということによろしいですか。なお、事業者が自主的に実施している環境影響調査の結果について、適時、当審査会に報告をしていただくようお願いします。

(全出席委員)

異議ありません。

(事務局)

承知しました。

(稲森委員)

他に意見がなければ、以上で本件の審議を終わります。

#### (7) その他

##### 今後の予定について

各事業における環境影響評価の手続きの今後の予定について、事務局から説明を行った。

■閉会